

豊島区民間保育所設置認可等事務取扱要綱

令和4年12月19日

子ども家庭部長決定

制 定 令和4年12月19日

一部改正 令和5年12月26日

第1章 目的

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和4年豊島区条例第42号。以下「条例」という。）及び豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和4年豊島区規則第80号。以下「規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、区内保育所の設置認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を図ることを目的とする。

第2章 保育所の基本要件

(保育所の設置主体)

第2条 民間保育所（以下「保育所」という。）の設置主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、次に掲げる各号すべてを満たさなければならない。

- (1) 財務内容が適正であること。
- (2) 直近の会計期間における当該設置主体の全体の財務内容が債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっていないこと。
- (3) 3年連続して損失を計上していないこと。

2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置主体となる場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)によるものとする。

(定員)

第3条 保育所の総定員は20人以上とする。

- 2 保育所は、総定員の範囲内で受け入れることを原則とする。ただし、条例及び規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲において、定員を超えて保育を実施することができる。
- 3 保育所の在所人員が、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、定員の見直しを行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、保育所が豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和4年豊島区条例第44号）第3条第2号による保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号に基づき、第1項に定める定員の外に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児以外の満3歳以上児を入所させることができるものとする。

(建物、設備)

第4条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 保育所は、前項に規定する構造及び設備について、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに次の各号の基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

区 分	要 件
乳児室 又はほふく室	条例第43条第1項第3号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室 又は遊戯室	条例第43条第2項第3号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。
屋外遊戯場	条例第43条第2項第3号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所（以下「代替遊戯場」という。）を含む。）として確保すること。
調理室、便所	定員に見合う面積、設備を有すること。

(2) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

(3) 設置主体は、「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）及び医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI_s値0.7以上かつ、q値1.0以上若しくはC_tuS_d値0.3以上、木造の建築物にあってはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物

(5) 条例第44条の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合には、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日付雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

(6) その他、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

(職員)

第5条 職員配置基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 保育所には、施設長を置くものとし、別表第2の1の項の第2欄に掲げる施設長要件を具備する専任若しくは専任に準ずる者であることとする。
- 3 前項の専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に基づき施設型給付に係る施設として区長から確認を受けた保育所(以下「給付対象施設」という。)にあつては、委託費から給与支出が行われていること。)のものであることから、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長に該当しないものとする。
- 4 施設長と設置主体代表者の兼任については、別表第2の1の項の第2欄に掲げる施設長要件及び別表第2の2の項の第2欄に掲げる兼任要件を満たし、当該法人における実施事業が当該保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

(夜間保育所の設置)

第6条 夜間保育所の設置認可については、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第298号厚生省児童家庭局長通知)及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日付児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)に基づき処理するものとする。

(分園の設置)

第7条 本園と分園の一体的な運営の確保を前提に、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日付児発第302号厚生省児童家庭局長通知)に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができるものとする。

- 2 前項の分園を設置しようとする場合は、基本計画の段階等において区と事前に協議し、第12条に規定する内容変更届を提出しなければならない。

(衛生管理)

第8条 衛生管理については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 園児が使用する設備、遊具等は、安全かつ衛生的に管理すること。
- (2) 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- (3) 調理や調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を順守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

(確認要件)

第9条 給付対象施設として区長から確認を受けた保育所にあつては、子ども・子育て支援法第68条第1項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足するものとする。

- 2 前項の保育所のうち、区が実施する公募等で定めた要件を満たすことを前提として選定された保育所にあつては、当該公募等の選定要件を充足するものとする。特に、当該要件に含まれる豊島区特定教育・保育施設扶助要綱(平成27年3月10日制定)に規定された各種要件等(以下「豊島区基準」という。)については充足するように努めなければならない。
- 3 前項以外の保育所にあつても、区が目指す質の高い保育を行う観点から、豊島区基準を充足するように努めなければならない。

第3章 設置認可の手続

(保育所の設置認可の手続)

第10条 保育所の設置認可を受けようとする設置主体は、法第35条第4項並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。)第37条第2項及び第3項の規定を踏まえ、次の各号により申請等の手続を行うとともに、区の指示に従って、認可の審査に必要な書類を提出しなければならない。

(1) 事前協議書の提出

設置主体は、事前協議書(別記第1号様式)に、別表第3に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出すること。

(2) 計画承認申請書の提出

前号により区の同意を得た設置主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書(別記第2号様式)に、別表第4に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出すること。

(3) 児童福祉施設設置認可申請書の提出

前号により区の計画承認を得た設置主体は、豊島区児童福祉法等の施行に関する規則(昭和40年豊島区規則第23号。以下「豊島区法施行規則」という。)に定められた児童福祉施設設置認可申請書(別記第8号様式の41)に、別表第5に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出すること。

2 区は、前項第1号及び第2号の提出を受理し、これに同意又は承認する場合は、その旨を設置主体に通知するものとする。

3 区が公募等により選定した設置主体については、第1項第1号にかかわらず、当該選定結果をもって、事前協議書を提出し、これに区が同意したものとみなす。

(公私連携型保育所の設置の手続)

第11条 法第56条の8第1項に基づき、区長による公私連携保育法人の指定を受けた法人が同規定に基づく公私連携型保育所を設置するに当たり、同条第3項による届出を行うときは、公私連携型保育所設置届(豊島区法施行規則別記第8号様式の42)に、別表第5に掲げる書類を添付して、区が指定する日までに、区へ提出するものとする。

2 区は、前項の公私連携型保育所設置届を受理したときは、收受印を押印の上、その写しを設置主体に送付するものとする。

第4章 内容変更の手続

(保育所(公私連携型保育所を含む。)の内容変更の手続)

第12条 保育所の移転及び建物その他設備の規模、構造、配置や、定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置主体は、法施行規則第37条第5項及び第6項の規定により、児童福祉施設内容変更届(豊島区法施行規則別記第8号様式の45。以下「変更届」という。)に、別表第6の第1欄に掲げる変更等内容について、第2欄に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出しなければならない。ただし、増築、増改築、改築、大規模修繕等(移転を含む。以下「建替え等」という。)を行う場合は、基本計画の段階等において区と事前に協議を行わなければならない。また、施設整備費補助金等の交付を受けて整備した施設又は設備(以下「施設等」という。)につい

て、当該施設等の建替え等を行う場合は、区が指定する日までに、財産処分の承認申請又は報告を区に行うこと。

- 2 区は、前項の変更届を受理したときは、收受印を押印の上、その写しを設置主体に送付するものとする。
- 3 第1項ただし書及び第7条第2項に規定する事前協議については、別表第7に掲げる書類を、区が指定する日までに、区へ提出しなければならない。

第5章 廃止・休止

(保育所の廃止・休止)

第13条 保育所の廃止・休止については、保育所の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置主体は、廃止又は休止をしようとする日から起算して、少なくとも1年6か月以上前（事業譲渡等に伴う廃止の場合も同じ。）までに、文書により区長に協議しなければならない。

- 2 前項の休止とは、原則として1年を超えない期間の停止とする。
- 3 国庫、都及び区の補助がなされた保育所の施設等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区長に協議しなければならない。

(保育所（公私連携型保育所を含む。）の廃止又は休止の手続)

第14条 保育所を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第35条第12項及び法施行規則第38条第2項並びに法第56条の8第6項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（豊島区法施行規則別記第8号様式の46）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出しなければならない。

- (1) 財産処分の具体的方法
- (2) 職員の退職後の状況
- (3) 現に利用している乳幼児に対する措置
- (4) その他区長が指定する書類

第6章 再開

(保育所の再開)

第15条 前条の休止の承認を受けた保育所を再開しようとする設置主体は、再開をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、文書により区長に協議しなければならない。

(保育所（公私連携型保育所を含む。）の再開の手続)

第16条 前条の保育所の再開をしようとする設置主体は、児童福祉施設（保育所）再開承認申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区へ提出しなければならない。

- (1) 職員の構成（別記第4号様式）
- (2) その他区長が指定する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし、第10条第1項第3号の認可申請その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、豊島区法施行規則附則第2項のとおりとし、第10条の規定は、決定の日から施行するが、その場合、第10条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項については適用しない。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日前から存する保育所（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第13条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第45条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき旧児童福祉法第35条第3項の届出を行い、又は同条第4項の認可を得たものに限る。）のうち、条例第43条に規定する基準に適合しないものについては、条例附則第8項のとおりとし、第4条第2項第1号については適用しない。
- 3 この要綱の施行日前までに、法第35条第4項の認可を受けた保育所のうち、次の各号に掲げる規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。ただし、この場合であっても、当該規定に適合するよう努めるとともに、第2号に掲げる規定については一定の増改築や大規模修繕等を行う場合は、適合させなければならない。
 - (1) 第2条第1項ただし書の規定
 - (2) 第4条第2項第2号及び第4号の規定

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年9月21日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条第1項関係）職員配置基準

<p>1 保育に直接従事する職員</p>	<p>(1) 規則第18条に規定する保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数（以下「基準職員」という。）とする。</p> <p>ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多いほうの員数を基準職員とする。</p> <p>(計算式)</p> <p>規則第18条に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数。</p> <p>なお、第1号のただし書により、利用定員について員数を算出する場合においては、利用定員を規則第18条に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。</p> <p>(2) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>ア 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して第1号に定める計算式により算定した数以上の数とする。</p> <p>イ 常勤の保育士のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者又は規則附則第4項に定める者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組やグループに係る第1号と同様の方法により算定された保育士の数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、区内の保育所において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所の利用を希望する児童を受け入れることができないためであると判断される状況において、待機児童解消のために区がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所の利用を希望する児童を受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えないものとする。</p> <p>なお、このただし書の適用については、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによること。</p> <p>ウ 「常勤の保育士」とは、次の(ア)から(エ)までの全ての要件も満たす者とする。</p> <p>(ア) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む）。</p> <p>(イ) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。</p> <p>(ウ) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること。</p> <p>(エ) 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>(3) 保育に直接従事する職員は、児童を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、規則第18条に規定する職員の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。この場合、常勤の保育士に代えて、</p>
----------------------	---

	<p>複数人の短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。また、この適用に当たっては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。</p> <p>(4) 規則附則第6項及び第8項に定める「区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のアからウまでに掲げる者とする。</p> <p>ア 法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区が独自に行う保育施設・事業であつて区長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。</p> <p>イ 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者</p> <p>ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者。</p> <p>(5) 規則附則第7項を適用する場合、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児を対象とすること。</p> <p>(6) 規則附則第8項は、8時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、第4号に掲げるものを、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員の数差し引いて得た数の範囲で適用することができる。</p> <p>(7) 規則附則第9項に規定する保育士は、常勤であること。</p> <p>(8) 規則附則第6項に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに第7項及び第8項により保育士とみなされる者は、当該保育所の施設長及び設置主体の代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。</p> <p>(9) 過去3年以内に、法第46条第3項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、規則附則第6項から第8項に掲げる特例を適用することができない。</p> <p>(10) 規則附則第7項及び第8項による特例を適用する場合は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めること。また、規則附則第6項及び第8項の適用を受ける者、及び第7項の適用を受ける者であつて保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。</p> <p>(11) 留意すべき事項</p> <p>ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。</p> <p>イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。</p> <p>ウ 法第48条の4第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。</p>
2 調理員	<p>条例第45条第1項ただし書の規定により調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによること。</p>

別表第2（第5条第2項及び第4項関係）施設長要件等

<p>1 施設長要件</p>	<p>保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次の第1号から第4号までのいずれかの要件を満たしているものであること。ただし、第6条の規定による夜間保育所の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>(1) 法第7条第1項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者</p> <p>ア 施設長の職</p> <p>イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職</p> <p>(2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし幼保連携型認定こども園の場合、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。</p> <p>イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>ウ 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者。）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当と認定したもの</p> <p>(3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者</p> <p>(4) 第1号から第3号までに準ずる者であって、区長が適当と認定した者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）</p>
<p>2 兼任要件</p>	<p>(1) 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。</p> <p>(2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。</p> <p>(3) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと（他の団体役員等で、その職務上、当該社会福祉法人の運営に支障がないと認められる場合を除く）。</p> <p>(4) 第1号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準」により行うものとする。社会福祉法人以外の設置主体については、これに準ずる。</p> <p>＜社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準＞</p> <p>ア 理事会構成が適正であること。</p> <p>(7) 理事が適格性を備えている。</p> <p>(イ) 適正な選任手続きにより選任されている。</p> <p>(ウ) 任期が明確である。</p> <p>(エ) 欠員がない。</p> <p>イ 理事会が適正に運営されていること。</p> <p>(7) 要議決事項の審議議決が適正に行われている。</p> <p>(イ) 年間5、6回開催されていること。</p> <p>ウ 監事の業務執行状況が適正であること。</p>

	<p>(ア) 理事の業務執行状況の監査が適正に行われている。</p> <p>(イ) 法人の財産状況の監査が適正に行われている。</p> <p>エ 保育所の運営が適正に運営されていること。</p> <p>(ウ) 独善的、非民主的な運営が行われていない。</p> <p>(エ) 施設長としての職責を十分果たしている。</p> <p>(オ) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。</p> <p>オ 今後も引き続き上記要件を満たすことが期待できること。</p> <p>(5) 福祉サービス第三者評価を受審すること。</p>
--	---

別表第3（第10条第1項第1号関係）事前協議書の添付書類

1 協議概要等	<p>(1) 設置主体の実施事業一覧（任意様式）（保育事業以外の実施事業がある場合）</p> <p>(2) 設置主体の保育事業一覧（法上の事業種別・施設名称・施設所在地・事業開始年月日を記載した任意様式）（すでに保育事業を実施している場合）</p> <p>(3) 事前協議概要書（別記第1号様式の2）</p>
2 建物、その他の設備関係	<p>(1) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）</p> <p>(2) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）</p> <p>(3) 建物の平面図</p> <p>(4) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）</p> <p>(5) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(6) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類。</p> <p>(7) 工期等のスケジュールが分かるもの</p> <p>(8) 建物・設備関係チェックリスト（別に定める様式）</p>
3 設置主体の状況	<p>社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次の第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあつては第1号から第8号までに掲げる書類</p> <p>(1) 資金計画書</p> <p>(2) 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）</p>

	<p>(3) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの。）</p> <p>(4) 設置主体全体の今後5年間の収支（損益）予算書</p> <p>(5) 設置主体全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画</p> <p>(6) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置主体が新規設立法人の場合）</p> <p>(7) 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）</p> <p>(8) 納税証明書（別に定める内容のもの）</p>
4 その他	その他区長が必要と認めるもの

別表第4（第10条第1項第2号関係）計画承認申請書の添付書類

1 申請概要等	<p>(1) 豊島区保育所設置認可申請書類一覧兼チェックリスト（別に定める様式）</p> <p>(2) チェックリスト提出時期確認表に該当するチェックリスト（別に定める様式）</p> <p>(3) 保育所認可申請概要（計画承認）（別記第2号様式の2）</p>
2 建物、その他の設備関係	<p>(1) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）</p> <p>(2) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）</p> <p>(3) 建物の平面図</p> <p>(4) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）</p> <p>(5) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(6) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類。</p>
3 保育所の運営方針	保育所運営規程（条例第19条第2項に定める重要事項に関する規程及び条例第22条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
4 設置主体の状況	<p>社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次の第1号から第9号及び第11号に掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあつては第1号から第12号までに掲げる書類</p> <p>(1) 法人の登記事項証明書</p> <p>(2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）</p> <p>(3) 印鑑証明書</p> <p>(4) 法第35条第5項の基準に関する誓約書（別記第3号様式）</p>

	<p>(5) 資金計画書</p> <p>(6) 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）</p> <p>(7) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの）</p> <p>(8) 設置主体全体の今後5年間の収支（損益）予算書</p> <p>(9) 設置主体全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画</p> <p>(10) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置主体が新規設立法人の場合）</p> <p>(11) 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）</p> <p>(12) 納税証明書（別に定める内容のもの）</p>
5 その他	その他区長が必要と認めるもの

別表第5（第10条第1項第3号及び第11条第1項関係）児童福祉施設設置認可申請書等の添付書類

1 申請概要等	<p>(1) 豊島区保育所設置認可申請書類一覧兼チェックリスト（別に定める様式）</p> <p>(2) チェックリスト提出時期確認表に該当するチェックリスト（別に定める様式）</p> <p>(3) 保育所施設概要（別記第6号様式）</p>
2 職員関係	<p>(1) 職員の構成（別記第4号様式）</p> <p>(2) 基準職員(条例第45条及び別表第1の1の項の第2欄の第1号で規定された職員をいう。以下同じ。)及び基準職員以外の職員(以下「基準外職員」という。)の履歴書の写し(嘱託医及び、条例第45条第1項ただし書により調理員を置かない保育所の調理員は不要)</p> <p>(3) 基準職員及び基準外職員の保育士証(規則附則第7項を適用する場合は小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。))の写し</p> <p>(4) 医師の免許証の写し</p> <p>(5) 保健師又は看護師を配置する場合には当該免許証の写し</p> <p>(6) 常勤職員の辞令書等及び所定労働時間等の明記された非常勤職員の雇用通知書の写し(ただし、嘱託医を除く。)</p> <p>(7) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し</p> <p>(8) 別表第2の1の項の第2欄に定める施設長要件を充足することを証する書面(勤務証明等)</p> <p>(9) 施設長と設置主体代表者が兼任する場合の誓約書(別記第5号様式)(設置主体代表者が施設長を兼任する場合に限る)</p> <p>(10) 施設長の兼任等に関する証明書(別記第5号様式の2)</p> <p>(11) 別表第1の1の項の第2欄の第4号に該当するものであることを証する書類(規則附則第8項を適用する場合に限る。)</p>
3 建物、その他の設備関係	<p>(1) 施設の案内図(最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの)</p> <p>(2) 施設の配置図(隣地の状況等が分かるもの)</p> <p>(3) 建物の平面図</p>

	<p>(4) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）</p> <p>(5) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(6) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、規則第16条を満たしていることを証する書類</p> <p>(7) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し（該当がある場合）。ただし、法令により建築確認申請が不要とされる場合は、一級建築士による、保育所用途に係る基準を全て満たしていることを証する書類</p> <p>(8) 土地・建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、別に定める日までに提出すること。（土地・建物が自己所有の場合）</p> <p>(9) 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）</p> <p>(10) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し</p> <p>(11) 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること）</p> <p>(12) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類。</p>
<p>4 保育所の運営方針</p>	<p>(1) 保育所運営規程（条例第19条第2項に定める重要事項に関する規程及び条例第22条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）</p> <p>(2) 就業規則（給与規程等を含む。）</p> <p>(3) 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、条例第19条第2項に定める重要事項に関する規程及び条例第22条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）</p> <p>(4) 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し</p>
<p>5 設置主体の状況</p>	<p>社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあっては次の第1号から第10号まで及び第12号に掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあっては第1号から第13号までに掲げる書類</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置主体代表者の履歴書 (2) 法人の登記事項証明書 (3) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合） (4) 印鑑証明書 (5) 法第35条第5項の基準に関する誓約書（別記第3号様式） (6) 資金計画書 (7) 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。） (8) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの） (9) 設置主体全体の今後5年間の収支（損益）予算書 (10) 設置主体全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画 (11) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置主体が新規設立法人の場合） (12) 預貯金の残高証明書（児童福祉施設設置認可申請書等の提出期限の1か月前以降の時点の残高のもの） (13) 納税証明書（別に定める内容のもの）
6 その他	その他区長が必要と認めるもの

別表第6（第12条第1項関係）変更届の添付書類

変更等内容	添付書類
1 名称の変更	区長が必要と認めるもの
2 所在地（住所）表示の変更	区から発行される住居表示変更の通知
3 設置主体の名称の変更	印鑑証明書（事後提出）
4 設置主体の代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印鑑証明書（事後提出） (2) 設置主体代表者の履歴書 (3) 施設長と設置主体代表者が兼任する場合の誓約書（別記第5号様式）（変更に伴い施設長との兼任になる場合） (4) 施設長の兼任等に関する証明書（別記第5号様式の2）
5 設置主体の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更	印鑑証明書（事後提出）
6 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建物・土地の状況（別記第7号様式） (2) 変更前及び変更後の施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）（該当がある場合） (3) 変更前及び変更後の施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの） (4) 変更前及び変更後の施設の建物の平面図 (5) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時

	<p>に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。)</p> <p>(6) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し(建物の規模構造に変更がある場合(移転を含む)。)</p> <p>(7) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること(既存建築物への移転の場合)。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(8) 保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、規則第16条を満たしていることを証する書類</p> <p>(9) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し(該当がある場合)。ただし、法令により建築確認申請が不要とされる場合は、一級建築士による、保育所用途に係る基準を全て満たしていることを証する書類</p> <p>(10) 土地・建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること(土地・建物が自己所有で、土地・建物の規模構造に変更がある場合(移転を含む)。)</p> <p>(11) 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」により実施していることを証する書面(自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合)</p> <p>(12) 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し(移転や工事を伴う建物の変更により届出を行う必要がある場合)</p> <p>(13) 「保育所における室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき実施した測定結果(移転や工事を伴う変更の場合であって、厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。)</p> <p>(14) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類</p> <p>(15) チェックリスト提出時期確認表に該当するチェックリスト(別に定める様式。建替え等を行う場合に限る。)</p>
7 定員又は年齢区分の変更	<p>(1) 職員の構成(別記第4号様式)(利用定員を認可定員と異なる人数に設定している場合は、児童定員の欄に利用定員を記載すること。)</p> <p>(2) 保育所施設概要(別記第6号様式)(施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること。)</p>
8 施設長の変更	第5条第2項から第4項までの施設長要件について十分勘案の上行うこと。

	<p>(1) 施設長の履歴書</p> <p>(2) 保育所施設概要（別記第6号様式）（施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。）</p> <p>(3) 別表第2の1の項の第2欄に定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等）</p> <p>(4) 施設長と設置主体代表者が兼任する場合の誓約書（別記第5号様式）（設置主体代表者が施設長を兼任する場合）</p> <p>(5) 施設長の兼任等に関する証明書（別記第5号様式の2）</p>
<p>9 調理業務に関する変更</p>	<p>(1) 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）</p> <p>(2) 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合）</p>
<p>10 分園の設置</p>	<p>次に掲げる書類を提出すること。ただし、第1号及び第2号は、本園と分園を別に作成し、第2号は本園と分園を合わせたものについても作成すること。</p> <p>(1) 職員の構成（別記第4号様式）</p> <p>(2) 建物・土地の状況（別記第7号様式）</p> <p>(3) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等の周辺環境及び、本園の位置が分かるもの）</p> <p>(4) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）</p> <p>(5) 建物の平面図</p> <p>(6) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）</p> <p>(7) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(8) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、規則第16条を満たしていることを証する書類</p> <p>(9) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し（該当がある場合）。ただし、法令により建築確認申請が不要とされる場合は、一級建築士による、保育所用途に係る基準を全て満たしていることを証する書類</p> <p>(10) 土地・建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（土地・建物が自己所有の場合）</p> <p>(11) 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「保育所分園の設置運営について」により</p>

	<p>実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）</p> <p>(12) 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し</p> <p>(13) 「保育所における室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。)</p> <p>(14) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類</p> <p>(15) 保育所分園設置報告 提出書類一覧(別記第8号様式)に掲げる提出書類</p> <p>(16) チェックリスト提出時期確認表に該当するチェックリスト(別に定める様式)</p>
--	---

別表第7（第12条第3項関係）建替え等の内容変更に伴う事前協議書の提出書類

1 事前協議書	<p>次に掲げる中から、変更内容等に応じて、該当する事前協議書を提出すること。</p> <p>(1) 増改築、改築及び大規模修繕等（移転を含む）に係る内容変更の事前協議書（別記第9号様式の1）</p> <p>(2) 増築に係る内容変更の事前協議書（別記第9号様式の2）</p> <p>(3) 分園の設置に係る内容変更の事前協議書（別記第9号様式の3）</p>
2 添付書類	<p>(1) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）</p> <p>(2) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）</p> <p>(3) 建物の平面図</p> <p>(4) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）</p> <p>(5) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。</p> <p>検査済証の交付を受けていない既存建築物を活用する際は、次のアからウのいずれかを提出すること。</p> <p>ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書</p> <p>イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書</p> <p>ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書</p> <p>(6) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類。</p> <p>(7) 工期等のスケジュールが分かるもの</p> <p>(8) チェックリスト提出時期確認表に該当するチェックリスト(別に定める様式)</p> <p>(9) その他区長が必要と認めるもの</p>

別紙 1

保育所における室内化学物質対策実施基準

保育所における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、設置主体は以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

項目	内容
実施内容	設置主体は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。 日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。 測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。 窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を測定する。100㎡以下の部屋については1か所、100㎡を超える部屋については最低2か所測定すること。
測定結果	厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。 指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。 測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。
改善方法	設置主体の責任において改善すること。 （完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。） 改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。
開設までの注意	化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。 換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。